

愛鳥週間作品募集要領

(制 定 昭和58年12月20日)

(最終改正 令和 4年 3月31日)

1 趣 旨

この要領は、愛鳥週間（5月10日～5月16日）を通じて野鳥保護思想の普及向上に資するため、愛鳥週間ポスターを児童・生徒から募集し、情操教育の高揚を図ることを目的とする。

2 主 催

岐阜県

3 後 援

岐阜県教育委員会

4 応募資格

県内の小、中、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒

5 応募点数

各校15点以内（ただし、小学校にあつては、低学年と高学年のそれぞれで15点以内）

6 応募締切り

毎年9月10日

7 応募先

学校所在地を所管する県事務所環境課（岐阜地域においては岐阜地域環境室）

8 応募方法

作品には、応募一覧表（別記様式1）を添えて、各学校から応募先へ提出するものとする。

9 作品の規格

- (1) 愛鳥週間を一般に周知させ、日本に生息する野生鳥類保護の必要性を強調したもので、家禽・ペット、動物園などで飼われているイメージのものは不可とする。
- (2) 図案中に「愛鳥週間」（漢字）の文字のみを記入し、期間、その他の文字は記入しないこと。なお、小学校低学年は漢字を習っていないため入れなくても良い。ただし、絵の中で風景としての看板などはかまわない。
- (3) 用紙の大きさは、B3画用紙（縦51cm、横36cm）又は四ツ切画用紙（縦55cm、横40cm）とし、**必ず縦に使用**すること。
- (4) 色彩、材料は、自由とする。ただし、パソコンで作成した作品は不可。
- (5) 特記事項
 - ア 応募する年度に描かれた自作未公表の作品とする。また、野鳥の写真やイラストは参考の範囲にとどめることとし、元の写真・絵画等を丸写ししたものは、賞が決定した後であっても取り消すことがある。
 - イ 作品中に、他人が著作権等を持つ著作物等が含まれる場合には、応募者の責任において、著作権者等から応募のための複製等の利用許諾を得るものとする。
 - ウ 応募票（別記様式2）に氏名（フリガナ）、学年、学校名（フリガナ）、学校の電話番号、学校の住所（郵便番号）、担当教諭氏名、描いた野鳥の種類及び参考にした資料（※参考にした本・写真・絵画等の資料がある場合は、その資料名）を明記の上、必ず作品裏側に貼付すること。

10 作品の審査及び入賞作品の発表

- (1) 作品の審査は、主催者側において行うものとする。
- (2) 入賞者は、10月下旬までに発表するものとし、関係各学校には入賞者を通知する。
- (3) 入賞作品及び入賞者名は、岐阜県のホームページで公表するとともにマスコミにも情報提供を行うものとする。また、別途開催する入賞作品展において展示を行う。

11 表彰

入賞者には、次により賞状を授与するものとし、小学校低学年、同高学年、中学校、高等学校の4部門表彰とする。

最優秀	各1名以内
優 秀	各2名以内
入 選	各3名以内
佳 作	各若干名

12 応募作品の取扱い

- (1) 応募作品は、各学校へ返却する。
- (2) 入賞作品の内、優秀な作品を（公財）日本鳥類保護連盟が主催する全国愛鳥週間用ポスター原画コンクールに推薦する。
- (3) 応募作品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する権利及び同法第21条から第28条までに規定する権利）は、応募者に帰属する。
- (4) （公財）日本鳥類保護連盟が総裁賞受賞作品を翌年度の「愛鳥週間用ポスター」として制作する際、総裁賞受賞者の承諾を得て修正を行うことがある。
- (5) 総裁賞受賞作品の所有権は（公財）日本鳥類保護連盟に移転する。また、総裁賞受賞作品については返却しない。

13 その他

- (1) 問合せ先
岐阜県環境生活部環境生活政策課生物多様性係又は各県事務所環境課（岐阜地域においては岐阜地域環境室）
- (2) 応募にあたり提供された個人情報、本要領による事務のためののみ使用するものとする。

附 則

この要領は、昭和58年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年10月2日から施行する。

附 則

- (1) この要領は、平成10年11月27日から施行する。
- (2) 平成10年度に限り、6の規定中「毎年1月31日」とあるのは「2月20日」とする。

附 則

この要領は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。